

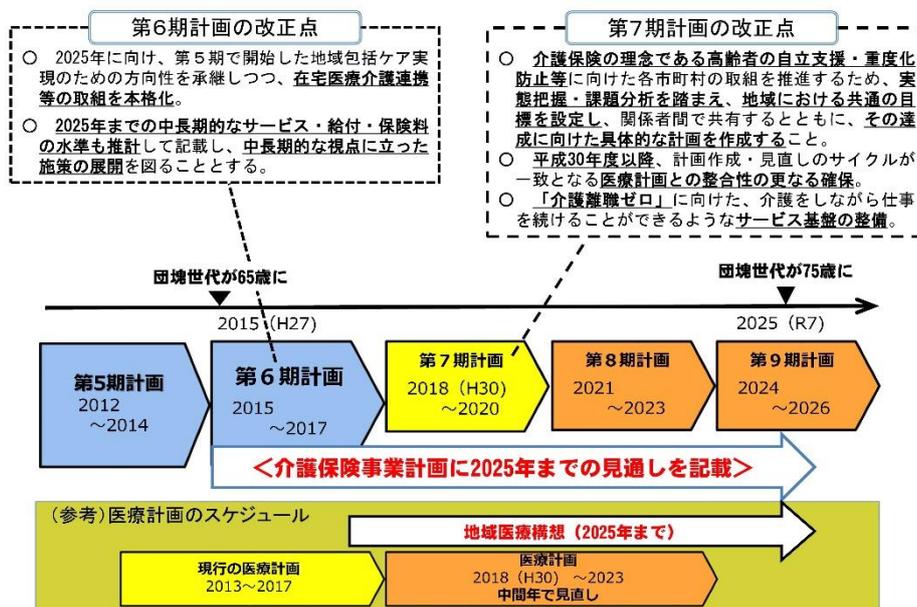
## 第 8 期介護保険事業計画の策定にあたって

## 1. 第 8 期介護保険事業計画策定の際の改正点とポイント

## 第 7 期計画は、団塊の世代が後期高齢期を迎える 2025 年をめざした計画

第 7 期介護保険事業計画においては、団塊の世代が後期高齢期を迎える 2025 年を見据え、高齢者の自立支援・重度化防止や地域共生社会の推進により、各保険者による地域包括ケアシステムの深化・推進が求められました。

## 第 7 期介護保険事業計画の改正点



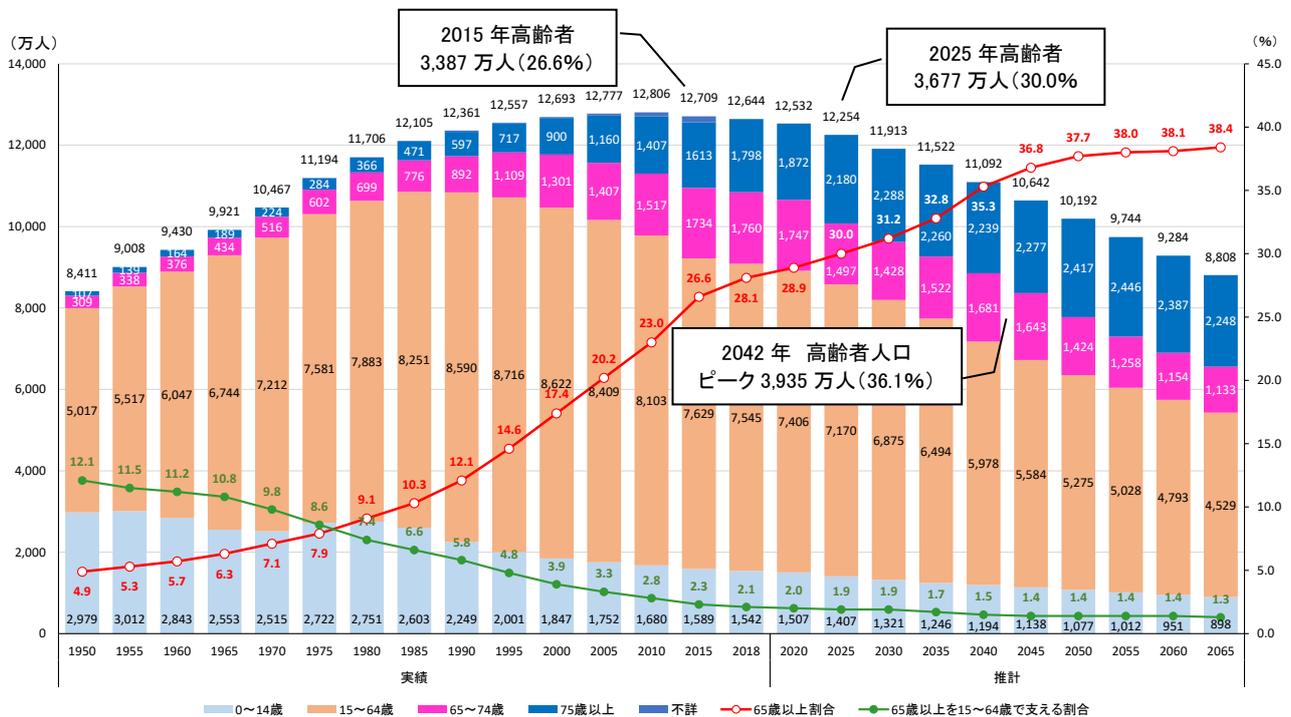
## 第 7 期介護保険事業（支援）計画に関する基本指針のポイント

- 1 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進**
  - ・介護保険の理念「自立支援・重度化防止」の重要性を追加
  - ・介護保険制度の立案・運用の PDCA サイクルの推進について新設
  - ・計画策定時のプロセスに関する記述を具体化する等により充実
  - ・制度改正を受けて、計画策定後の評価や PDCA 推進の重要性を追加 等
- 2 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進**
  - ・地域包括ケアシステムの基本的理念との関係や重要性を追記
  - ・地域福祉計画との調和に関する記述を充実
- 3 平成 30 年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保**
  - ・基本理念に「医療計画との整合性の確保」を新設
  - ・協議の場を通して都道府県医療計画との整合性を図る重要性を追加
- 4 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進**
  - ・家族支援の充実の重要性に関する項目を追加
  - ・高齢者虐待の防止の重要性に関する項目を追加
  - ・地域包括支援センターにおける相談機能の充実
- 5 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備**
  - ・介護離職防止の観点からニーズ把握の重要性
  - ・介護離職の防止に向けた介護支援専門員の資質の向上
  - ・地域包括支援センターにおける介護離職防止を支えるための相談機能の充実
- 6 その他**

## 支援を必要とする高齢者は今後も増加していくと想定

- 日本の総人口は 2008 年に減少に転じ、長期の人口減少過程に入っています。2029 年に人口 1 億 2,000 万人を下回った後も減少を続け、2053 年には 1 億人を割って 9,924 万人となり、2065 年には 8,808 万人になると推計されています。
- 65 歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が 65 歳以上となった 2015 年に 3,387 万人となり、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年には 3,677 万人に達し、2042 年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。
- 総人口が減少する中で 65 歳以上の高齢者は、2036 年に 33.3% で 3 人に 1 人と試算されます。2042 年以降は 65 歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、2065 年には 38.4% に達して、国民の約 2.6 人に 1 人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。
- 65 歳以上人口と 15～64 歳人口の比率をしてみると、1950 年は 1 人の高齢者に対して 12.1 人の現役世代がいたのに対し、2015 年には高齢者 1 人に対して現役世代 2.3 人、2065 年には高齢者 1 人に対して 1.3 人の現役世代という比率になると推計されています。
- 2040 年に向けては、要介護者の増加はもとより、1,000 万人を超える 85 歳以上高齢者が、単身者も含め、地域生活を送ることになります。それは、医療・介護サービス需要の増加や、介護は必要なくても、生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者の増加につながる可能性があります。

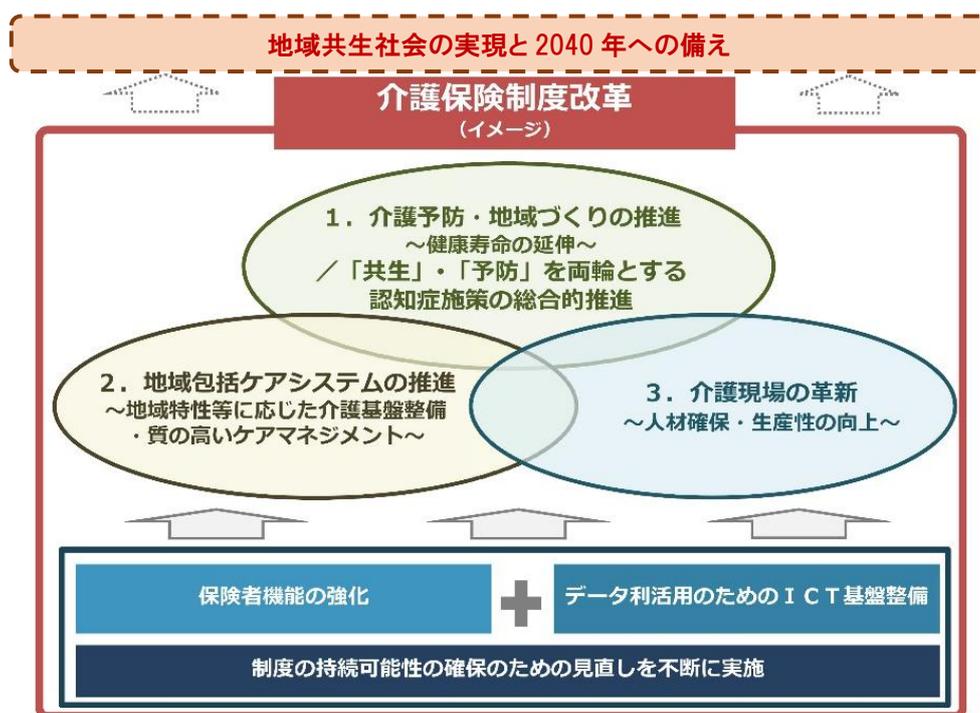
【日本の高齢化と将来推計】



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」（平成30年10月1日確定値）、2020年以降は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位推計）

## 第8期計画においては2040年を見据えた計画策定が必要

- 次期計画においては、2025年に向け、さらにはその先の2040年を見据えて、介護保険制度について、「介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」、「保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）」、「地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」、「認知症施策の総合的な推進」及び「持続可能な制度の構築・介護現場の革新」の観点から、見直しを進めることが必要であるとされています。



## 第8期基本指針（第8期計画において記載を充実する事項（案））

- 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**
  - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- 地域共生社会の実現**
  - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）**
  - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
  - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
  - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 等
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化**
  - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
  - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進**
  - 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。
  - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**
  - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
  - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 等

資料：令和2年3月10日「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」より作成